様式第十二の二（第十二条の二関係）　（参議院議員、衆議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙運動）

（表面）

第　　号

身分証明書

写真

所属
職名
氏名
生年月日

年　　月　　日発行

選挙管理委員会（市長）　　印

（裏面）

この証明書を選挙運動に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査及び選挙運動の収支の報告書の提出に関する法律第二十二条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

備考　この用紙は、日本産業規格Ａ６とすること。ただし、市町村の条例により、厚紙を用いることができる。

（裏　面）

第二十五条　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項又は第二項の規定により、動物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その動物の引渡しを命じようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、弁明の機会を与えなければならない。

2　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、前項の規定による弁明を聴く場合においては、当該所有者又は占有者に対し、弁明の日時までに、弁明を記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

3　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、第一項の規定による弁明を聴いた後、なお同項の規定による命令をしようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その命令をしようとする旨を通知しなければならない。

一　命令をしようとする理由

二　命令の内容

三　弁明を聴く日時

四　弁明を聴く場所

4　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、前項の規定による通知を受けた者が、同項第三号に掲げる日時に出頭しないときは、同項第四号に掲げる場所に出頭するよう命じ、又は同項第三号に掲げる日時までに同項第四号に掲げる場所に出頭することができない旨を申し出た者に対し、同項第三号に掲げる日時を変更することができる。

5　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、第三項の規定による弁明を聴く場合においては、当該所有者又は占有者に対し、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨を通知しなければならない。

6　第二十四条及び第二項の規定は、第三項の規定による弁明を聴く場合について準用する。

7　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市にあつては、その長又はその委任を受けた者）に対し、第二項の規定による弁明を聴く場合に関し必要な協力を求めることができる。

第二十六条　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、第二十五条第一項又は第二項の規定により、動物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その動物の引渡しを命じようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、弁明の機会を与えなければならない。

2　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、前項の規定による弁明を聴く場合においては、当該所有者又は占有者に対し、弁明の日時までに、弁明を記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

3　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、第一項の規定による弁明を聴いた後、なお同項の規定による命令をしようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その命令をしようとする旨を通知しなければならない。

一　命令をしようとする理由

二　命令の内容

三　弁明を聴く日時

四　弁明を聴く場所

4　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、前項の規定による通知を受けた者が、同項第三号に掲げる日時に出頭しないときは、同項第四号に掲げる場所に出頭するよう命じ、又は同項第三号に掲げる日時までに同項第四号に掲げる場所に出頭することができない旨を申し出た者に対し、同項第三号に掲げる日時を変更することができる。

5　都道府県知事又は都道府県公安委員会は、第三項の規定による弁明を聴く場合においては、当該所有者又は占有者に対し、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨を通知しなければならない。

6　第二十四条第二項及び第三項の規定は、第三項の規定による弁明を聴く場合について準用する。

7　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市にあつては、その長又はその委任を受けた者）に対し、第二項の規定による弁明を聴く場合に関し必要な協力を求めることができる。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条第一項又は第二項の規定による命令の違反者